

第3回高知市人権尊重のまちづくり審議会(書面開催)のご意見に対する対応状況一覧

下表のページ及び該当箇所については、第3回高知市人権尊重のまちづくり審議会の資料3「次期計画（見直し案）全文」に対応しております。

下表のページ及び対応箇所については、「高知市人権施策推進基本計画（令和8年度～令和12年度）」（案）パブリック・コメント用冊子に対応しております。

ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）
P. 3	(2)国内の取組 2段落目 3～4行目	<p>【具体的修正案】 「同和対策事業特別措置法」は2001(平成13)年度末で失効しましたが、依然として差別意識の解消に向けた課題は残されており、一般対策へと引き継がれていきました。</p> <p>*理由：特措法の失効によって「部落差別は終わった」と誤認される方々もいたと認識している。特措法では、住環境等ハード面での整備はある一定の成果をみたものの、ソフト面（人の意識的な部分）では、差別意識の解消に向けた教育のあり方や就職差別等の課題が残っている。そういう部分を記述しないのであれば、文言的に消極的でないかと危惧するため。</p>
P. 5	2 基本計画見直しの趣旨	<p>【具体的修正案】 <u>「基本計画の趣旨」として「策定の趣旨」と「見直しの趣旨」を両方を含んではどうか。</u></p> <p>*理由：基本計画策定の趣旨「本市では2011高知市総合計画～（略）～取組を推進してきました」という以前の部分は非常に大切な部分だと思う。</p>
	1 段落目 2～3行目	<p>P. 64 第5章 基本計画の推進体制 2人権施策の点検と見直し (3)基本計画の見直しには、「必要に応じて」とあるが、P. 4では「2026年度から2030年度までの5年間」となっている。従来の「5年ごとに必要な見直しを行います」でないと整合性が合わないのでないか。</p>

ページ	対応箇所	対応
P. 1	(2)国内の取組 2段落目 3～5行目	<p>【以下のとおり変更】 「同和対策事業特別措置法」は2001（平成13）年度末で失効し、一般対策へと引き継がれましたが、依然として差別意識の解消に向けた課題は残されています。</p> <p>*理由：ご意見を踏まえ、特措法失効後、一般対策へ移行となった旨を追記しました。</p>
P. 4	2 基本計画見直しの趣旨	<p>【変更なし】</p>
	1 段落目 2～3行目	<p>【以下のとおり変更】 （略）～必要に応じて見直しを行うこととしています。</p> <p>*理由：今後の状況に柔軟に対応できるよう「必要に応じて」に変更しております。修正の不備でしたので変更しました。</p>

ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）
P. 7	(1)職員等に向けた取組 イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実	<p>【具体的修正案】 高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職員・保育士等の人権意識を高め、資質、指導力及び実践力の向上を図るとともに、すべての子どもたちの豊かな学びを保障するための取組につながるよう支援します。</p> <p>*理由：「効果的な教育手法の研修を進める」というのは手段であり、教職員・保育士の本来めざすべき目的を支援すると明記してほしい。教育・保育はコスパ・タイバのような効率・成果・競争の上に成立つものではないため、「効果的な」という表現も誤解をまねくのではないか。</p>

ページ	対応箇所	対応
P. 8	(1)職員等に向けた取組 イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実	<p>【変更なし】</p>

第3回高知市人権尊重のまちづくり審議会(書面開催)のご意見に対する対応状況一覧

ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
第3章 (続き)	P. 7 (2)学校等における取組 ア 人権教育の推進 3文目	【具体的修正案】 家庭・地域における人権教育の重要性について理解をうながし、ともに学び合う活動や情報提供を行います。 *理由：学校は、家庭だけで地域とはつながりなくてよいのか、と誤解されるのではないか。	P. 9 (2)学校等における取組 ア 人権教育の推進 3文目	【以下のとおり変更】 家庭・地域における人権教育の重要性について理解を促すための活動や情報提供を行います。	
	P. 8 (3)家庭・地域における取組 ア 人権教育・啓発活動の推進 1文目	【具体的修正案】 あらゆる場面において、人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を支援します。 *理由：イメージがわきにくい。	P. 10 (3)家庭・地域における取組 ア 人権教育・啓発活動の推進 1文目	【以下のとおり変更】 地域住民の人の権学習の機会を充実させるとともに、その活動を支援します。	*理由：ご意見を踏まえ、「地域」及び「促す」という、学校から家庭・地域への働きかけについて記載しました。「ともに学び合う」の部分は家庭・地域側からの働きかけが含まれることから、変更なしとしました。
	P. 8 (3)家庭・地域における取組 イ 地域の拠点施設の活用	【具体的修正案】 市民会館、児童館・集会所、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。 *理由：集会所は含めなくてよいのか。	P. 10 (3)家庭・地域における取組 イ 地域の拠点施設の活用	【以下のとおり変更】 市民会館、児童館・集会所、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。	*理由：ご意見を踏まえ、対象者が明確になるよう追記しました。
	P. 9 4 推進体制の充実等（人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項） イ 人権に関わる活動拠点の環境整備	【具体的修正案】 市民会館をはじめ、児童館・集会所、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニティの形成や地域共生に向かって（略） *理由：集会所は含めなくてよいのか。	P. 14 4 推進体制の充実等（人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項） イ 人権に関わる活動拠点の環境整備	【以下のとおり変更】 市民会館をはじめ、児童館・集会所、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニティの形成や地域共生に向かって（略） *理由：ご意見を踏まえ、追記しました。	*理由：ご意見を踏まえ、追記しました。

ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
部落差別 (同和問題)	P. 11 (2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発 2文目	第2回審議会において出された意見の趣旨が、十分に反映されていないように思う。横断的な課題であるインターネット上で人権課題の中ではなく、なぜ部落差別の項目の中で、「情報リテラシーやネットリテラシー研修」について規定するのか。 「市職員に対し、同和問題と関連づけた情報リテラシー及びネットリテラシー教育を実施する。」ということではないか。	P. 17 (2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発 2文目	【変更なし】	*理由：第2回審議会のご意見は、「情報リテラシーやネットリテラシー教育のための同和研修」という記載になっており、同和問題の研修はどうなっているのか、表現は適切か、というものでした。これを受けて、同和問題への研修とともに、情報リテラシーやネットリテラシーの研修を行うという趣旨で、「市職員に対し、情報リテラシーやネットリテラシー教育を含めた研修を実施します。」としているものです。
	P. 11 (2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発 4文目	【具体的修正案】 教職員・保育士等に対し、部落差別～（略） *理由：3章1-(1)-イとのつながり及び整合性から統一してはどうか。	P. 17 (2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発 4文目	【変更なし】	*理由：3章1-(1)-イでは、教育研究団体との連携について記載しているため、子どもの教育に携わる教職員・保育士を具体的に記載しています。3章1-(1)-イ以外では、保育士は市職員に含むことで統一しているため、変更なしとしました。

第3回高知市人権尊重のまちづくり審議会(書面開催)のご意見に対する対応状況一覧

女性	ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
	P.15	(2)取組方針 イ 人権問題に関する情報の収集及び提供	「関係機関との連携の下、積極的な情報の収集及び提供を実施します。」について「情報の収集及び提供」をどのように積極的に実施していくのかを記載してはどうか。例えば「相談窓口を置くことでの」を入れてはどうか。		P.22	(2)取組方針 イ 人権問題に関する情報の収集及び提供
子ども	ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
	P.17	(1)課題 2段落目 2行目	【具体的修正案】 自殺事案→自死		(1)課題 2段落目 2行目	【変更なし】 *理由：「高知市自殺対策計画」では、「自殺」の表記を採用しており、市として表記を統一するため、変更なしとしました。
	P.17	(1)課題 5段落目 1行目	【具体的修正案】 本市としても、 きびしい暮らしの現実 から虐待が発生しやすい家庭環境にいる子ども～（略） *理由：自己責任・家庭の責任のように受け取れる。社会全体を問うていくためにも、そうさせているのは何なのかという部分を追記してはどうか。		(1)課題 5段落目 1～2行目	【以下のとおり変更】 本市としても、 経済的不安や孤立等、さまざまな要因 から虐待が発生しやすい家庭環境にいる子ども～（略） *理由：ご意見を踏まえ、虐待が発生しやすい社会的要因について追記しました。
高齢者	P.18	(2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発 2文目	【具体的修正案】 子ども自身 が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身につける教育 を推進します。 *理由：自尊心よりも自己肯定感、思いやりの心がけだけではないため、高知県人権施策基本方針を習って変更している。	ページ	対応箇所	対 応
	P.26	(2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発 2文目	【変更なし】 *理由：「社会を生き抜く力」は、人権教育・啓発を超えて、より広範な教育全般の内容を含む表現とも考えられるため、変更なしとしました。		(1)課題 1段落目 1～3行目	【以下のとおり変更】 （略）～地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、 生活環境の整備や、世代を問わず互いに支え合う共生社会の構築 、高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。 *理由：ご意見を踏まえ、「高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」において課題とされている生活環境の整備及び共生社会の構築について追記しました。

第3回高知市人権尊重のまちづくり審議会(書面開催)のご意見に対する対応状況一覧

障がいのある人	ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対応
	P.23	(1)課題 1段落目 1行目	【具体的修正案】 「障がいのある人が不便を感じる時や場所、状況はさまざまであり、一人ひとり異なります。」とあるが、不便では軽く感じ、不便は障がいがない人でも感じるものである。障がい関係で表現する「社会的な障壁」を使用してはどうか。		P.33	(1)課題 1段落目 1～2行目
外国人・外國人に ある人に	ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対応
	P.25	(1)課題 4段落目	【具体的修正案】 また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁をこえてともに豊かにくらす共生社会を創造していくようにしていく必要があります。 *理由：外国人を孤立させないことが目的ではないか。		P.37	(1)課題 3段落目
性的指向・性自認	ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対応
	P.30	1段落目 1～2行目	【具体的修正案】 「からだの性（身体的な性）」「こころの性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「表現する性」とあるが、こころは揺れ動き自認とは異なるため、用語定義としては適さないのではないか。		P.43	1段落目 1～2行目
さまざまな人権課題	ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対応
	P.39	(4)ホームレス・ 生活困窮者	ホームレスという表現は問題ないか。		P.56	(4)ホームレス・ 生活困窮者

第3回高知市人権尊重のまちづくり審議会(書面開催)のご意見に対する対応状況一覧

ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
					インター ネットによる 人権侵害
P.41	1段落目 2~4行目	<p>【具体的修正案】 (略)～近年は、情報の拡散力が高いSNSの登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別言動（いわゆるヘイトスピーチ）、<u>あたかも差別を正当化する論理やマイノリティに対して偏見に満ちた記述等</u>、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。</p> <p>*理由：差別を助長する表現と重なるが、もう少し具体的にしてほしい。上記以外のマイノリティに対する部分も含めてはどうか。</p>	P.57	1段落目 2~5行目	<p>【以下のとおり変更】 (略)～近年は、情報の拡散力が高いSNSの登場により、個人や<u>マイノリティの人々</u>に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別言動（いわゆるヘイトスピーチ）等、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。</p> <p>*理由：「差別を正当化する論理」「偏見に満ちた記述等」については、誹謗中傷や差別を助長する表現に含まれると考え、変更なしとしました。マイノリティの人々に関しては、ご意見を踏まえ、追記しました。</p>
P.42	(2)取組方針 ア 人権教育及び 人権啓発 1文目	<p>【具体的修正案】 <u>各人権課題をしっかりと認識するとともに</u>、インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。</p> <p>*理由：横断的な項にしているのは理解しているが、前提として各人権課題に対する学びがあってのものため強調したい。</p>	P.59	(2)取組方針 1行目	<p>【以下のとおり変更】 インターネットによる人権侵害の解消に向けて、<u>各人権課題の理解の促進とともに</u>、～(略)</p> <p>*理由：ご意見のとおり、「各人権課題の理解」については前提となることであることから、追記しました。</p>
ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
					災害と人権
P.44	(1)課題 1段落目 2~3行目	<p>【具体的修正案】 「また、災害時の支援の在り方として、単なる物的・一時的な救助に留まらず、被災者が自ら生活を立ち上げるための活力を養う支援へと、より本質的な向上を図る必要性があります。」とあるが、「本質的」では命を守るイメージがあるため、心の支援も含め、「長期的な」はどうか。</p>	P.61	(1)課題 1段落目 3~4行目	<p>【以下のとおり変更】 (略)～被災者が自ら生活を立ち上げるための活力を養う<u>支援を図る必要性があります</u>。</p> <p>*理由：ご意見を踏まえ、「本質的な向上」という表現を用いず、被災者の生活再建を支える支援の必要性がより明確になるよう変更しました。</p>
ページ	該当箇所	ご意見内容（主旨及び理由）	ページ	対応箇所	対 応
					その他
	全体	<p>【具体的修正案】 「下→もと」「人々→人びと」「促す→うながす」「大人→おとな」にしてはどうか。</p>		全体	<p>【変更なし】</p> <p>*理由：当基本計画の表記上のルールとしまして、ご指摘の字句については変更なしとしました。</p>